

2024 年 5 月 24 日

吸収分割に関する事前開示書面

東京都新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号 新宿 N S ビル
セントラル警備保障株式会社
代表取締役 澤本 尚志

当社は、2024 年 5 月 15 日、阪急阪神ハイセキュリティサービス株式会社（以下「阪急阪神ハイセキュリティサービス」といいます。）との間で、吸収分割契約（以下「本分割契約」といいます。）を締結し、効力発生日を 2024 年 7 月 1 日として、阪急阪神ハイセキュリティサービス株式会社の直営警備事業を当社に承継させる吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行うことといたしました。本分割に関する事前開示事項（会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める事項）は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

本分割契約の内容は、別紙 1（吸収分割契約書の写し）のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

（1）割当ての内容の根拠及び理由

当社は、割当ての算定にあたり、外部専門家によるデューデリジェンス（以下、「DD」といいます。）を実施しました。また、第三者算定機関からの算定書は取得せずに、当社にて DD の結果及び対象事業の状況並びに将来の見通し等を踏まえた当社の将来業績に与える影響額の見込みを総合的に勘案し、阪急阪神ハイセキュリティサービスに対して本吸収分割の対価として支払われる金銭を 1,200 百万円とすることを提案し、慎重に協議を重ねた結果、合意を得られましたので本吸収分割契約を締結しました。

（2）算定に関する事項

当社は、対象事業の価値の算定にあたり、複数の価値算定手法の中から採用すべき算定手法を検討の上、当社が本吸収分割後も対象事業を継続して営むことから、対象事業により得られる見込みの将来キャッシュフローに基づきその価値を評価するディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF 法」といいます。）及び、対象事業と比較可能な事業を営む同業他社を対象とした類似会社比較法を採用しております。

DCF 法においては DD で開示された対象事業の業績の動向を基に、本吸収分割後、対象事業を当社で運営することを前提として、阪急阪神ハイセキュリティサービスが作成した対象事業の 2023 年度から 2025 年度の事業計画に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。なお DCF 法による分析に用いた本事業計画には大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。

算定結果は以下の通りです。

算定方法	算定結果
DCF 法	760 百万円から 1,165 百万円
類似会社比較法※	759 百万円

※対象事業に対する類似企業の選定が困難であり、DCF 法による算定結果を重視しております。

上記の算定結果を基に、本吸収分割後に想定される当社におけるシナジー（本取引を基盤とした周辺エリアの警備業務の獲得・拡大等）を上乗せし、割当てを算定しました。

3. 会社法第 758 条第 8 号に掲げる事項に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収分割会社についての事項

（1）吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

阪急阪神ハイセキュリティサービスの最終事業年度に係る計算書類等の内容は、別紙 2（計算書類）、別紙 3（事業報告）及び別紙 4（監査報告）に記載のとおりです。

（2）吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収分割承継会社についての事項（吸収分割承継会社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容）

該当事項はありません。

7. 債務の履行の見込みに関する事項

2024 年 2 月 29 日現在の当社の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は、次のとおりです。

資産の部 : 64,443 百万円

負債の部 : 21,269 百万円

純資産の部 : 39,773 百万円

本分割により当社が阪急阪神ハイセキュリティサービスから承継する資産及び負債の額は、2023 年 9 月末現在において、資産については 739 百万円、負債については 559 百万円です。

本分割の効力発生日までに当社の純資産の額並びに当社が阪急阪神ハイセキュリティサービスから承継する資産及び負債の額に重大な変動が生じる事態は現在のところ予測されておらず、本分割後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

これに加え、当社の収益状況、キャッシュフローの状況等に鑑みて、当社の債務については、本分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断しております。

以 上

吸収分割契約書

阪急阪神ハイセキュリティサービス株式会社（以下「甲」という。）とセントラル警備保障株式会社（以下「乙」という。）は、甲の事業の一部である別途甲乙間にて合意する施設及び行事に係る直営警備事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙が承継する吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （分割当事会社の商号及び住所）

本件吸収分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 甲：吸収分割会社

商号 阪急阪神ハイセキュリティサービス株式会社

住所 大阪府大阪市北区角田町1番12号

(2) 乙：吸収分割承継会社

商号 セントラル警備保障株式会社

住所 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル

第2条 （本件吸収分割）

甲は、本契約の定めるところにより、吸収分割の方法により、甲が第6条第1項に定める効力発生日（同条第2項による変更があった場合には変更後の日を意味し、以下「効力発生日」という。）において本事業に関して有する次条に規定する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第3条 （乙が本件吸収分割により承継する権利義務等）

1. 乙が本件吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、別紙1「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。
2. 甲から乙への債務の承継は、全て免責的債務引受けの方法によるものとする。
3. 甲の乙に対する債務の承継に関し、会社法第759条第2項の規定により甲が弁済責任を負う場合であっても、当該債務の最終的な負担者は乙とする。

第4条 （本件吸収分割の対価）

本件吸収分割に際し乙が甲に対して交付する本件吸収分割の対価（以下「本件吸収分割対価」という。）は、金1,200,000,000円とする。

第5条 （分割承認株主総会）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、本契約及び本件吸収分割に関連する事項について、株主総会の承認を得るものとする。
2. 乙は、会社法第 784 条第 2 項の規定により、吸収分割契約につき会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

第6条 （効力発生日）

1. 本件吸収分割が効力を生ずる日は、2024 年 7 月 1 日とする。
2. 前項の規定にかかわらず、手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は甲乙協議の上合意することにより、効力発生日を変更することができる。

第7条 （競業避止義務）

1. 甲は、効力発生日以降であっても、本事業に関し競業避止義務を負わないものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が承継する本事業に係る警備業務を受託し、又は阪急阪神ホールディングスグループ（本契約締結日における阪急阪神ホールディングス株式会社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 3 項に定める子会社をいう。以下、本項において同じ。）及び本契約締結日後に阪急阪神ホールディングス株式会社（合併、分割、事業譲渡又はその他組織再編により同社の資産を承継した者を含む。）の子会社となった者を指す。）に受託させてはならない（なお、疑義を避けるため付言すると、本事業に係るビル総合管理会社として受託する元受けとしての警備事業は禁止されない。）。但し、乙の責めに帰すべき事由等によって当該警備業務に係る契約が相手方の意向で解除され、又は乙が自ら当該契約を解約した場合はこの限りではない。

第8条 （本契約の解除）

甲及び乙は、効力発生日の前日までの間、合意により本契約を解除することができる。

第9条 （規定外事項）

本契約に定める事項のほか、本件吸収分割に関し必要な事項は、本件吸収分割の趣旨に従い、甲乙協議の上でこれを決する。

本契約締結の証として本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2024年5月15日

甲：大阪府大阪市北区角田町1番12号
阪急阪神ハイセキュリティサービス株式会社
代表取締役社長 木村 浩士



本契約締結の証として本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2024年5月15日

乙：東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル
セントラル警備保障株式会社
代表取締役執行役員社長 澤本 尚志



別紙 1

承継権利義務明細表

甲が乙に承継させ、乙が甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、効力発生日において甲に属する、次に記載する一切の権利義務とする。

(承継対象権利義務)

- (1) 本事業に係る資産
売掛金、預け金、長期繰延税金資産など、本事業のみに係る資産、及び、主として本事業に係る資産。
- (2) 本事業に係る負債
未払人件費、退職給付引当金など、本事業のみに係る負債、及び、主として本事業に係る負債。
- (3) 本事業に係る従業員
本事業のみに係る従業員（甲の第一警備課、第二警備課及び第三警備課の従業員）並びに甲乙間にて合意した主として本事業に従事する従業員（甲の警備事業部の本社勤務者）。
- (4) 本事業に関して締結されている契約に係る契約上の地位
本事業のみに係る契約、及び、主として本事業に係る契約。

以上

第 3 2 期

計 算 書 類

2022年4月 1日から
2023年3月31日まで

阪急阪神ハイセキュリティサービス株式会社

貸 借 対 照 表

2023年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕	円	〔負債の部〕	円
流 動 資 産	1,655,013,092	流 動 負 債	612,222,671
現 金 及 び 預 金	8,970,535	買 掛 金	232,278,600
売 掛 金	443,396,354	未 払 金	28,597,520
未 収 入 金	815,710	未 払 費 用	250,664,861
貯 蔵 品	12,342,330	未 払 法 人 税 等	14,641,800
前 払 費 用	26,534,893	未 払 消 費 税 等	48,969,800
預 け 金	1,161,496,582	前 受 収 益	383,900
立 替 金	1,456,688	預 り 金	8,060,521
		賞 与 引 当 金	28,625,669
固 定 資 産	225,526,183	固 定 負 債	488,863,009
有形固定資産	10,305,899	預 り 保 証 金	250,000
建 物	829,106	退 職 給 付 引 当 金	488,613,009
工 具 器 具 備 品	9,476,793		
無形固定資産	11,393,001	負 債 合 計	1,101,085,680
ソ フ ト ウ ェ ア	10,254,109	〔純資産の部〕	
電 話 加 入 権	1,051,392	株 主 資 本	779,453,595
そ の 他	87,500	資 本 金	50,000,000
投資その他の資産	203,827,283	資 本 剰 余 金	20,000,000
長 期 前 払 費 用	196,458	その他資本剰余金	20,000,000
差 入 保 証 金	150,000	利 益 剰 余 金	709,453,595
敷 金	15,363,420	利 益 準 備 金	12,500,000
繰 延 税 金 資 産	188,117,405	その他利益剰余金	696,953,595
		繰越利益剰余金	696,953,595
		純 資 産 合 計	779,453,595
資 産 合 計	1,880,539,275	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,880,539,275

損 益 計 算 書

2022年4月 1日から
2023年3月31日まで

科 目	金 額	
	円	円
売 上 高		5,276,298,408
売 上 原 価		4,856,576,832
売 上 総 利 益		419,721,576
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		370,804,756
営 業 利 益		48,916,820
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,916,712	
雑 収 入	194,334	4,111,046
経 常 利 益		53,027,866
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	15,797	15,797
税 引 前 当 期 純 利 益		53,012,069
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		31,082,501
法 人 税 等 調 整 額		△12,806,268
当 期 純 利 益		34,735,836

株主資本等変動計算書

2022年4月 1日から
2023年3月31日まで

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利益剰余金
	円	円	円	円	円
前期末残高	50,000,000	20,000,000	20,000,000	12,500,000	665,282,759
当期変動額					
剰余金の配当					△3,065,000
当期純利益					34,735,836
当期変動額合計	-	-	-	-	31,670,836
当期末残高	50,000,000	20,000,000	20,000,000	12,500,000	696,953,595

	株主資本		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	
	利益剰余金 合計		
	円	円	円
前期末残高	677,782,759	747,782,759	747,782,759
当期変動額			
剰余金の配当	△3,065,000	△3,065,000	△3,065,000
当期純利益	34,735,836	34,735,836	34,735,836
当期変動額合計	31,670,836	31,670,836	31,670,836
当期末残高	709,453,595	779,453,595	779,453,595

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯 蔵 品 最終仕入原価法に基づく原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物

.....定額法

その他.....定率法

(2) 無形固定資産

ソフトウェア(自社利用)・・・社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

その他.....定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しております。

(3) 退 職 給 付 引 当 金

従業員の退職給付に備えるため、期末日における退職給付債務の額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

委託契約に基づき、顧客が管理運営する施設の警備業務を行っております。これらは日常反復的な業務であり、履行義務が時の経過に応じて充足されると判断されることから、契約期間にわたり毎月均等で収益を認識しております。

一方、単一業務の出来高・臨時による契約については、顧客との間で個別に履行義務を認識しており、当該役務の提供により当該サービスに対する支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度の適用

阪急阪神ホールディングス株式会社を通算親法人とするグループ通算制度の適用を受けております。

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数
普通株式 1,000株

2. 配当に関する事項

① 配当金支払

2022年6月14日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当の総額	3,065,000円
1株当たり配当額	3,065円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月15日

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2023年6月15日開催の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

配当の総額	17,368,000円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	17,368円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月16日

第 3 2 期

事 業 報 告

2022年4月 1日から
2023年3月31日まで

阪急阪神ハイセキュリティサービス株式会社

事業報告

2022年4月 1日から

2023年3月31日まで

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

本期のわが国経済は、新型コロナウイルスによる社会経済活動の制限が緩和され個人消費を中心に緩やかな持ち直しの動きがみられたものの、ウクライナ情勢の長期化等に伴うエネルギー価格の高騰等の影響により、先行きは不透明な状況で推移しました。

このような情勢のもと、当社は協力会社からの強い値上げ要請にも対応しつつ、阪神梅田本店のリニューアルオープンを含む大阪梅田ツインタワーズ・サウス本格稼働による受注拡大、及びホームドア設置に伴う大型臨時警備等の受注により、大幅な増収増益となりました。

当事業年度におきましても、お客様をはじめとする様々なステークホルダーから「選んでいただける企業」になることを目指して、業務品質のさらなる向上を図るため、資格取得の促進、緊急時対応能力の訓練、接遇トレーナーの養成、責任者教育の充実強化等の人材育成策を積極的に推進してまいりました。

以上の結果、当事業年度の営業収益は前期に比べ1億10百万円(2.1%)増の52億76百万円、営業利益は前期に比べ42百万円(676.6%)増の48百万円、経常利益は前期に比べ44百万円(490.5%)増の53百万円、法人税等を控除した当期純利益は前期に比べ28百万円(466.8%)増の34百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

前述のとおり、当社の事業環境は引き続き、厳しい状況が続くと思われます。新型コロナウイルスの収束につれ、求人状況が他業種への流出により更に逼迫しており、且つ労働人口の減少が見込まれる中、お客様が求める警備業務の品質・価格をどのように継続して提供していけるかの検討を進めて参ります。

具体的には、直営警備事業比率の見直し、協力会社も含めた警備品質維持向上施策の継続、警備ロボットやAI監視カメラ等の新たな技術と連携した警備業務の検討を行って参ります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資額は、11百万円で、その主な内容は、勤怠管理システムの改修費等であります。

(5) 事業譲渡、吸収分割等の状況

該当事項はありません。

(6) 財産および損益の状況

区 分	第29期 2019年度	第30期 2020年度	第31期 2021年度	第32期 2022年度 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	5,082	4,997	5,165	5,276
当 期 純 利 益 (百万円)	53	34	6	34
1株当たり当期純利益 (円)	53,091.92	34,711.45	6,128.82	34,735.84
総 資 産 (百万円)	1,717	1,738	1,758	1,880
純 資 産 (百万円)	750	759	747	779

(7) 重要な親会社および子会社の状況（2023年3月31日現在）

① 親会社の状況

当社の親会社は、阪急阪神ビルマネジメント株式会社であり、同社は、当社の株式を1,000株（出資比率100%）保有いたしております。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社は、警備事業および駐車場管理事業の2事業を主要な事業と位置付けております。

(9) 主要な営業所（2023年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本 店	大阪市北区角田町1番1号
本 社 事 務 所	大阪市北区角田町1番1号

(10) 使用人の状況（2023年3月31日現在）

使用人数	前期末比増減数
370名	3名増

(注) 1. 使用人数は、出向社員（3名）を除き、受入出向社員（7名）を含んでおります。

2. 上記のほか、契約スタッフ、パート、アルバイト等の臨時従業員数は、185名であります。

(11) 主要な借入先（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,400株
 (2) 発行済株式の総数 1,000株
 (3) 株 主 数 1名
 (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数 (出資比率)
阪急阪神ビルマネジメント株式会社	1,000株 (100%)

3. 会社役員に関する事項

◎ 取締役および監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 社 長	木 村 浩 士	
取 締 役	仲 川 善 博	阪急阪神ビルマネジメント株式会社 取締役常務執行役員
取 締 役	松 本 修	全業担当取締役
監 査 役	下 郡 実	阪急阪神ビルマネジメント株式会社 監査役 阪急阪神不動産株式会社 内部監査部

(参考)

- 2023年4月1日、松本修は、取締役を辞任いたしました。
- 同日、前田尚紀は、取締役に就任しました。

4. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社取締役会が決議した内部統制システムの構築の基本方針の内容は、次のとおりであります。

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令、定款、規程及び企業倫理に則って誠実に行動し、利害関係者の期待に応えるというコンプライアンスの考え方に従い、経営を推進いたします。

コンプライアンス担当部署を置き、同部署は、コンプライアンスに関する意識の高揚を図るため、啓発冊子を始めとしたコンプライアンスマニュアルを配付するとともに、コンプライアンスに関する研修を実施いたします。

コンプライアンスに反する行為又はそのおそれのある事実を速やかに認識し、コンプライアンス経営を確保することを目的として、当社及び取引先の役職員が利用することのできる内部通報制度を設けます。

コンプライアンス経営の確保を脅かす重大な事象が発生した場合、対処方法等を検討する委員会を速やかに設置するとともに、監査役に報告いたします。

内部監査担当部署を定め、阪急阪神ビルマネジメント株式会社の内部監査部と連携し、内

部監査を実施いたします。

財務報告につきましては、阪急阪神ホールディングス株式会社の方針等に則り、その信頼性を確保いたします。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断を徹底するため、外部の専門家との連携を図るなど、必要な体制を整備いたします。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報は、文書の保存・管理に関する規程等に従い、適切に保存・管理を行うものとし、監査役がこれらの文書その他の情報を常時閲覧できるようにいたします。

文書の保存・管理に関する規程には、重要な文書の保管方法、保存年限等を定めるものとし、その規程を制定・改定する際は、監査役と事前に協議を行います。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的なリスクにつきましてはリスク管理担当部署が、各部門所管業務に関するリスクにつきましては各担当部門が、それぞれリスクの把握及び評価を行ったうえで、対策の立案等を行うとともに、これらの見直しを適時行います。

当社において不測の事態が発生した場合に、親会社への情報伝達も含め、適切な情報伝達が可能となる体制を整備するとともに、重大なリスクが現実化した場合には、社長を対策本部長とする事故等対策本部を設置して、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備いたします。

上記事項を規定するリスク管理に関する規程に従い、当社のリスクの内容及び評価並びに対策の状況等について、適時取締役会において報告を行うとともに、対策の有効性評価の実施等により、リスク管理の実効性を確保いたします。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営方針、経営計画等の重要な業務執行につきましては、取締役会において決定するとともに、その進捗状況及び成果につきましては、適時取締役会に報告いたします。

業務執行につきましては、業務組織、事務分掌、意思決定制度等において、それぞれ取締役及び使用人の権限と責任の所在及び執行手続の詳細を定めるものとし、重要な業務執行の進捗状況につきましては、適時取締役会に報告いたします。

業務の効率性と適正性を確保するため、IT化を推進いたします。

資金調達を阪急阪神ホールディングス株式会社に一元化することにより、業務の効率性及び資金の流れの透明性を確保いたします。

企業集団における業務の適正を確保するための体制

中期・年度経営計画の策定や、一定金額以上の投資を行う場合など、グループ経営の観点から重要な事項の実施に際しては、事前に親会社の承認を受け、また、適時報告を行います。

阪急阪神ホールディングス株式会社のコンプライアンス推進体制、リスク管理体制、内部

監査体制等につきましては、当社をその対象とし、必要な体制を整備いたします。

親会社から不当な要求がなされた場合においては、同社の監査役又は監査等委員に報告するとともに、社外の専門家等と充分協議したうえで対処いたします。

監査役の職務を補助すべき使用人並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役から要望があった場合には、監査役の職務を補助する使用人を選定し、監査役の求める職務を行わせます。

この場合、当該使用人は、監査役の指揮命令によりその職務を行うとともに、その異動、評価等に関しては、監査役と事前に協議を行います。

監査役への報告に関する体制及び監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役が出席する取締役会において重要事項の報告を行います。

意思決定書（稟議書）の回付等を通じて、業務執行の状況等につき監査役が必要と認める事項を適時報告する制度を整備いたします。

内部監査担当部署は、監査役に対し、内部監査活動（内部通報制度の運用状況を含みます。）に関する報告を随時行います。

監査役に報告を行ったことを理由として不利な取扱いをいたしません。

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行のために費用の前払等を必要とする場合は、これを支出いたします。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

社長は監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、意思疎通を図ります。

監査役に関わる規程を制定・改定・廃止する際は、監査役と事前に協議を行います。

上記業務の適正を確保するための体制の主な運用状況は、次のとおりです。

（１）コンプライアンスに関する取組み

役職員を対象としたコンプライアンスに関する各種研修等の教育を実施し、コンプライアンス意識の一層の向上を図っています。

内部通報窓口を設置し、その周知に努めるとともに、通報があった事案については、担当部門が調査のうえ、事案の内容および調査結果を、社長および監査役に報告しています。

また、外部機関との連携を図るなど、反社会的勢力排除に向けた取組みを行っています。

(2) リスク管理に関する取組み

リスクの発生可能性・頻度および現実化したときの影響度等を勘案のうえ、その重要性を評価し、リスクの現実化を未然に防止または低減するための対策を立て、リスクの管理を行っています。

当社におけるリスク対策の状況等について、適時取締役会において報告しています。

(3) 取締役の職務執行の効率性の確保に関する取組み

取締役会を開催し、重要な業務執行について決定するとともに、その進捗状況および成果について報告を行っています。

電子決裁システムを含むグループウェアの導入などITシステムの導入を進めるとともに、資金調達を阪急阪神ホールディングス株式会社に一元化しています。

(4) 監査役監査の環境整備に関する取組み

社長は監査役と定期的に会合をもち、経営課題等について意見を交換し、意思疎通を図っています。また、稟議書の回付等により業務執行の状況を適時に監査役に報告するとともに、内部監査活動（内部通報制度の運用状況を含みます。）について適時に監査役に報告しています。

以 上

~~~~~  
本事業報告中、百万円単位の記載金額は百万円未満を、千円単位の記載金額は千円未満を、千株単位の記載株数は千株未満を、それぞれ切り捨てて表示しております。

## 監 査 報 告 書

2022年4月1日から2023年3月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役、使用人及び親会社の監査役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている「業務の適正を確保するための体制」（内部統制システム）については、その整備に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づく構築及び運用の状況について取締役及び使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2023年5月9日

阪急阪神ハイセキュリティサービス株式会社

監査役 下 郡 実 